

令和7年度

八代市財政健全化
審査意見書

八代市監査委員

八市監第2068号
令和8年10月1日

八代市長 小 野 泰 輔 様

八代市監査委員	野々口 正 治
同	安 土 裕二郎
同	大 倉 裕 一

令和7年度八代市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和7年度八代市財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行ったので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

八代市財政健全化審査意見

1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
5	健全化判断比率の状況	1
	(1) 実質赤字比率	2
	(2) 連結実質赤字比率	3
	(3) 実質公債費比率	4
	(4) 将来負担比率	6
6	審査意見	8

表記に関する注意事項

- 注1 金額は、総務省が示す健全化判断比率の算定方法に基づき、原則として千円未満を四捨五入して表示した。
- 注2 比率は、総務省が示す健全化判断比率の算定方法に基づき、原則として小数点以下第3位又は第2位を切り捨てて表示した。
- 注3 表中に用いる「0」は0又は該当数値があるが単位未満のもの、「―」は該当数値がないものを示す。

1 審査の対象

令和7年度決算に基づく健全化判断比率4指標及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和8年7月24日から9月30日まで

3 審査の方法

財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が適正に作成されているかどうかを主眼に、決算諸表その他帳簿及び証拠書類との照合等を行う方法により審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して適正に作成されており、計数も正確であると認められた。

5 健全化判断比率の状況

令和7年度一般会計歳入歳出決算等に係る健全化判断比率、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第5号に規定する早期健全化基準及び同条第6号に規定する財政再生基準は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和7年度	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	11.55	20.00
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	16.55	30.00
実 質 公 債 費 比 率	9.5	9.7	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	92.7	79.3	350.0	

※ 「—」は、赤字でないことを表す。

※ 地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めなければならない。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条、第5条)

また、実質赤字比率、連結実質赤字比率又は実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上である場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定めなければならない。(同法第8条、第9条)

なお、「早期健全化基準」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条に、「財政再生基準」は同令第8条に規定する数値である。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を判断する比率であり、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合で表す。

本市においては、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、診療所特別会計が対象である。

実質赤字比率の早期健全化基準は 11.55%であるが、次表のとおり、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、診療所特別会計の実質収支額は、いずれも黒字又は 0 であり、実質赤字比率はない。

$$\text{実質赤字比率} = \text{一般会計等の実質赤字額}^{\ast 1} \div \text{標準財政規模}$$

※1 一般会計及び特別会計のうち一般会計に相当する会計における実質赤字額

$$\text{実質赤字の額}^{\ast 2} = \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額})$$

※2 実質赤字額は、歳入が歳出に不足したために、①翌年度の歳入を繰り上げることで赤字を実質上翌年度に繰越した場合（繰上充用）、②本来支払うべき債務を繰り延べた場合（支払繰延）、③本来行うべき事業を繰り越した場合（事業繰越）に発生するものである。

実 質 赤 字 比 率

(単位：千円、%)

（単位：千円、％）

会 計 名			実 質 収 支 額		
			令和7年度	令和6年度	増減額
一 般 会 計 等	一 般 会 計		1,922,942	1,642,515	280,427
	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	ケーブルテレビ事業特別会計	0	0	0
		診 療 所 特 別 会 計	0	0	0
		小 計	0	0	0
実 質 赤 字 額			△ 1,922,942	△ 1,642,515	△ 280,427
標 準 財 政 規 模			36,660,353	35,428,833	1,231,520
実 質 赤 字 比 率（％）			—	—	
算定式に基づく実質黒字・赤字比率(%)			△ 5.24	△ 4.63	

「算定式に基づく実質黒字・赤字比率」において、実質赤字額が黒字である場合は「△」で表示。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む全会計（財産区特別会計を除く。）の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を判断する比率であり、全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合で表す。

連結実質赤字比率の早期健全化基準は 16.55%であるが、次表のとおり、対象となる一般会計をはじめとした全会計の実質収支額、資金不足・剰余額は黒字又は 0 となっており、実質赤字又は資金の不足額が生じていないため連結実質赤字比率はない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \text{連結実質赤字額}^{*3} \div \text{標準財政規模}$$

※3： イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余金を生じた会計の資金の剰余金の合計額

連 結 実 質 赤 字 比 率

(単位：千円、%)

会 計 名	実 質 収 支 額、資 金 不 足・剰 余 額		
	令和7年度	令和6年度	増減額
一般会計	1,922,942	1,642,515	280,427
ケーブルテレビ事業特別会計	0	0	0
診療所特別会計	0	0	0
国民健康保険特別会計	977,535	658,493	319,042
後期高齢者医療特別会計	51,973	46,984	4,989
介護保険特別会計	729,404	970,269	△ 240,865
水道事業会計	824,413	732,343	92,070
簡易水道事業会計	0	0	0
下水道事業会計	522,358	368,820	153,538
合 計	5,028,625	4,419,424	609,201
標準財政規模	36,660,353	35,428,833	1,231,520
連結実質赤字比率 (%)	—	—	
算定式に基づく連結実質黒字・赤字比率(%)	△ 13.71	△ 12.47	

「算定式に基づく連結実質黒字・赤字比率」において、実質赤字額が黒字である場合は「△」で表示。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の借入金の元利償還金及びこれに準ずる額（公営企業や一部事務組合の元利償還金に対する繰出金や負担金等）の大きさを指標化したもので、元利償還金等の標準財政規模に対する割合で表し、過去 3 か年の単年度の実質公債費比率を平均して算出する。

3 か年平均の実質公債費比率が 18%以上の団体は、地方債協議制度の中にあっても「許可団体」とされ、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられるとともに、これを前提に地方債発行が許可される。

「早期健全化基準」である 25%以上の団体は財政健全化計画の策定が義務付けられる。また、「財政再生基準」である 35%以上の団体は財政再生計画の策定が義務付けられ、その「財政再生計画」を総務大臣に協議し、同意を得ていなければ、災害復旧事業等を除き地方債の発行が制限される。

本年度の単年度実質公債費比率をみると、次表のとおり 9.2%で、前年度（9.2%）と同率となっている。

これは、実質公債費比率の算式の分子が同表（ケ）のとおり 2,813,228 千円で、前年度（2,704,697 千円）より 108,531 千円（4.0%）増加したものの、分母についても、同表（コ）のとおり 30,657,624 千円で、前年度（29,496,502 千円）より 1,161,122 千円（3.9%）増加し、分子、分母ともほぼ同率の増加となったためである。

分子の増加は、（ア）の公債費充当一般財源が前年度より 111,121 千円（1.5%）増加するとともに、八代広域行政事務組合みなと消防署建設などにより（エ）の一部事務組合の地方債元利償還金の財源とする負担金が 67,224 千円増加するなど準元利償還金が前年度より 67,808 千円（4.7%）増加したことが主な要因である。

また、分母の増加は、（キ）の標準財政規模においてこれを構成する標準税収入額等が 696,957 千円（3.6%）、普通交付税額が 653,578 千円（4.1%）それぞれ増加したことが主な要因である。

本年度の実質公債費比率は 9.5%で、前年度（9.7%）に比べ 0.2 ポイント低下し、地方債の「許可団体」となる 18%を下回っている。

なお、県内 14 市の令和 7 年度の実質公債費比率の平均は、速報値で前年度より 0.3 ポイント低下し、9.0%であり、令和 6 年度の類似団体の実質公債費比率の平均は 8.5%となっている。

実 質 公 債 費 比 率

(単位：千円、%)

項 目		令和7年度	令和6年度	令和5年度	前年度 増 減	前年度 増減比
公債費充当一般財源 (ア)		7,295,050	7,183,929	6,835,138	111,121	1.5
準 元 利 償 還 金	満期一括償還地方債の元金償還金 (イ)	0	0	0	0	—
	公営企業債償還金の財源とする繰出金 (ウ)	1,272,548	1,272,162	1,330,023	386	0.0
	上水道会計	303	441	61	△ 138	△ 31.3
	病院事業会計	0	0	0	0	—
	簡易水道事業	87,142	82,777	87,682	4,365	5.3
	下水道事業会計(農集、浄化槽含む)	1,185,103	1,188,944	1,242,280	△ 3,841	△ 0.3
	介護保険事業会計	0	0	0	0	—
	一部事務組合の地方債元利償還金の財源とする負担金 (エ)	152,580	85,356	81,003	67,224	78.8
	広域行政事務組合	151,155	84,507	80,780	66,648	78.9
	生活環境事務組合	1,333	758	0	575	—
	氷川中学校一部事務組合	92	91	223	1	1.1
	その他一部事務組合	0	0	0	0	—
	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの (オ)	95,488	95,581	96,133	△ 93	△ 0.1
	土地改良融資償還金	95,488	95,581	96,133	△ 93	△ 0.1
	利子補給に係るもの	0	0	0	0	—
	一時借入金利子 (カ)	291	0	3	291	—
	小 計	1,520,907	1,453,099	1,507,162	67,808	4.7
標準財政規模 (キ)		36,660,353	35,428,833	34,184,174	1,231,520	3.5
基準財政需要額に算入される公債費 (ク)		6,002,729	5,932,331	5,419,825	70,398	1.2
(ア) + (イ) + (ウ) + (エ) + (オ) + (カ) - (ク) = (ケ)		2,813,228	2,704,697	2,922,475	108,531	4.0
(キ) - (ク) = (コ)		30,657,624	29,496,502	28,764,349	1,161,122	3.9
単年度実質公債費比率 (ケ) / (コ) × 100		9.17628	9.16955	10.16006	0.0	
実質公債費比率		9.5				

※単年度実質公債費比率は小数点以下第6位四捨五入となる。

$$\begin{aligned}
 & \text{(単年度)} \\
 \text{実質公債費比率} &= \frac{\text{公債費充当一般財源} + \text{準元利償還金} - \text{基準財政需要額に算入される公債費}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額に算入される公債費}} \\
 &= \frac{(\text{ア}) + (\text{イ}) + (\text{ウ}) + (\text{エ}) + (\text{オ}) + (\text{カ}) - (\text{ク})}{(\text{キ}) - (\text{ク})}
 \end{aligned}$$

（４）将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率であり、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合で表す。

将来負担比率の早期健全化基準である 350%以上の団体は「財政健全化計画」の策定を義務づけられる。

本年度の将来負担比率は、次表のとおり 92.7%で、前年度（79.3%）に比べ 13.4 ポイント上昇しており、「早期健全化基準」である 350%を下回っているものの、大幅な上昇となっている。

これは、将来負担比率の算式の分子が同表（E）のとおり 28,425,330 千円で、前年度（23,416,875 千円）より 5,008,455 千円（21.4%）増加したのに対し、分母が同表（F）のとおり 30,657,624 千円で、前年度（29,496,502 千円）より 1,161,122 千円（3.9%）の増加にとどまったためである。

分子の増加は、同表（A）の将来負担額が前年度より 7,659,203 千円（7.1%）増加したことによるものであり、その主な要因は、地域振興基金事業や（仮称）新南部学校給食センター施設整備事業、坂本支所等建設事業等の実施により、一般会計等地方債現在高が前年度に比べ 6,191,278 千円（7.6%）増加したことのほか、公営企業債等繰入見込額が 743,020 千円（5.1%）、みなと消防署の建設などにより、一部事務組合負担金等見込額が 561,382 千円（48.9%）、退職手当負担見込額が 196,261 千円（2.1%）それぞれ増加したことによるものである。

一方、分子から控除される同表（B）の充当可能財源については、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が、3,501,972 千円（5.1%）増加したものの、ふるさと元気づくり応援基金及び減債基金の減少などにより、充当可能基金が 837,867 千円（6.3%）減少したことなどから、前年度より 2,650,748 千円（3.2%）の増加となっている。

分母の増加については、同表（C）の標準財政規模が、これを構成する標準税収入額等や普通交付税額の増加により前年度より 1,231,520 千円（3.5%）増加したことなどによるものである。

なお、県内 14 市の令和 7 年度の将来負担比率の平均は速報値で前年度より 0.8 ポイント上昇し、27.4%となっている。

将来負担比率

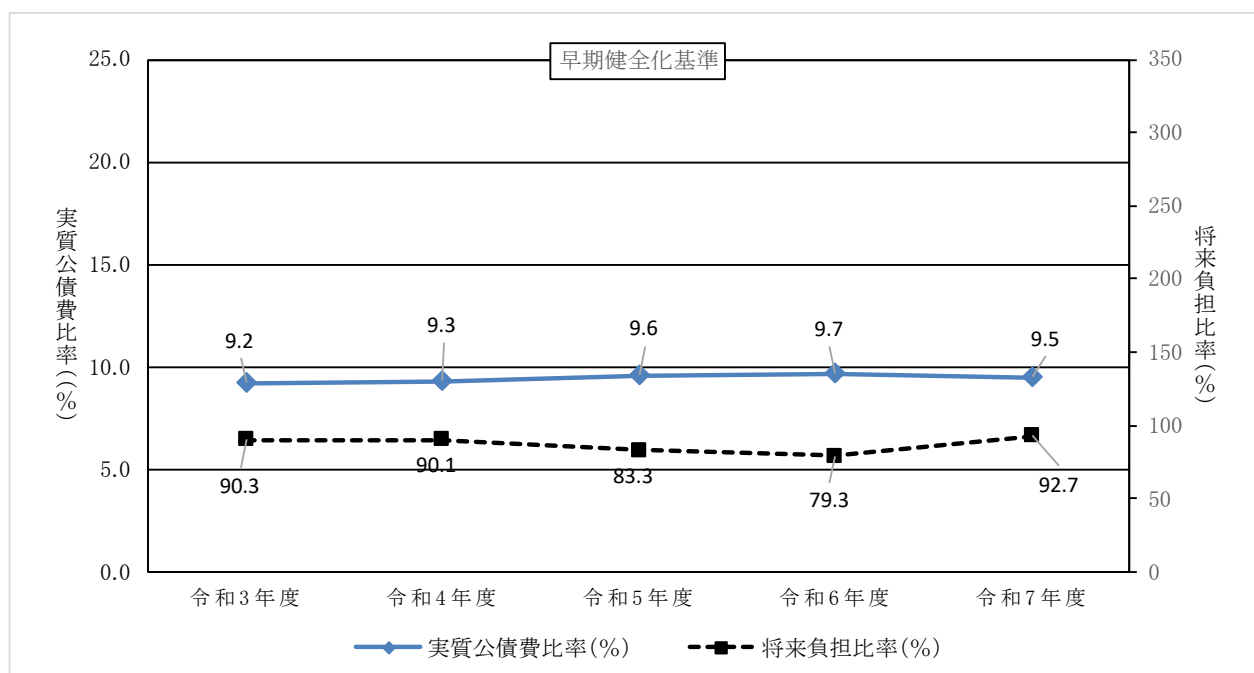
(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度 増減比
	令和7年度	令和6年度	増 減	
将来負担額 (A)	114,960,431	107,301,228	7,659,203	7.1
本年度末一般会計等地方債現在高	87,326,112	81,134,834	6,191,278	7.6
債務負担行為に基づく支出予定額	942,183	974,921	△ 32,738	△ 3.4
公営企業債等繰入見込額	15,394,585	14,651,565	743,020	5.1
一部事務組合負担金等見込額	1,709,995	1,148,613	561,382	48.9
退職手当負担見込額	9,587,556	9,391,295	196,261	2.1
設立法人の負担額等負担見込額	0	0	0	—
地方道路公社	0	0	0	—
土地開発公社	0	0	0	—
第三セクター等	0	0	0	—
連結実質赤字額	0	0	0	—
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	—
充当可能財源 (B)	86,535,101	83,884,353	2,650,748	3.2
充当可能基金	12,957,385	13,831,252	△ 873,867	△ 6.3
充当可能特定収入	761,772	739,129	22,643	3.1
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	72,815,944	69,313,972	3,501,972	5.1
標準財政規模 (C)	36,660,353	35,428,833	1,231,520	3.5
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)	6,002,729	5,932,331	70,398	1.2
(A) - (B) = (E)	28,425,330	23,416,875	5,008,455	21.4
(C) - (D) = (F)	30,657,624	29,496,502	1,161,122	3.9
将来負担比率 (E) / (F) × 100	92.7	79.3	13.4	

将来負担比率 =
$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{充当可能特定収入} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

(E) (F)

実質公債費比率及び将来負担比率の推移



6 審査意見

健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字が生じていないため該当数値はなく、実質公債費比率は9.5%で前年度（9.7%）に比べ0.2ポイント低下したものの、将来負担比率は92.7%で前年度（79.3%）に比べ13.4ポイント上昇している。

いずれも法令で定められた早期健全化基準を下回っているものの、実質公債費比率、将来負担比率ともに県内の平均値を上回っている。

特に、将来負担比率については、地域振興基金の設置に伴う合併特例債の借入れや、令和2年7月豪雨からの復旧・復興事業、給食センター建設等の大型事業に伴う市債発行により一般会計等地方債現在高が大きく増加したことから、県内の平均値（令和7年度速報値：27.4%）を大幅に上回り、県内で最も高い比率となっている。

本市においては、令和2年7月豪雨からの復旧・復興を進める中で、令和7年8月豪雨に加え、甚大な被害をもたらした令和8年熊本地震が発生した。今後、歳出面ではこれらの復旧・復興が最優先課題として進められるとともに、県と一体となって取り組む工業団地整備などの大型事業も継続して実施する必要があることから、多額の財政需要の発生が見込まれている。また、公共施設の老朽化に伴う維持管理費や委託料などの経費の増加に加え、金利上昇の影響により公債費は更に増加する見込みであり、経常経費の上昇要因が複数内在している。

一方、歳入面では、給与所得の増加に伴い個人住民税などの増加は見込めるものの、度重なる災害による農業や商工業への影響は大きく、市税全般について、増加は見込み難く、自主財源の確保は厳しい状況が見込まれる。

このような状況の下、今後の財政運営においては、長期的な視野に立って事業の優先度を見極めるとともに、社会変化に対応した中期財政計画の見直しを図るなど、慎重かつスピード感をもって進めていく必要がある。

「子どもたちが誇れるまち八代」を目標に掲げ、市民のニーズを踏まえた行政サービスの提供に努めながら、財政の硬直化を招くことのないよう自主財源の確保に向けた不断の努力を行うとともに、合理的な歳出削減を行い、効率的かつ効果的な行財政運営に努め、本市の財政健全化が一層推進されることを期待する。